防衛省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

防衛省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則（平成二十年防衛省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
防衛省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則 （研究公務員及び研究部課等） **第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第二項第二号の命令で定める部課等は、自衛隊中央病院臨床医学教育・研究部とする。 ２　［略］ （国有施設の減額使用の手続） **第三条**　令別表第一の四の項から六の項までに掲げる機関（以下「研究所等」という。）の国有の試験研究施設の使用に関し令第八条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書の正本一通及び副本一通を、防衛大臣に提出しなければならない。 ２　［略］ （中核的研究機関の公示） **第五条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。 一・二　［略］	防衛省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則 （研究公務員及び研究部課等） **第一条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第二項第二号の命令で定める部課等は、自衛隊中央病院臨床医学教育・研究部とする。 ２　［同上］ （国有施設の減額使用の手続） **第三条**　令別表の四の項から六の項までに掲げる機関（以下「研究所等」という。）の国有の試験研究施設の使用に関し令第八条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書の正本一通及び副本一通を、防衛大臣に提出しなければならない。 ２　［同上］ （中核的研究機関の公示） **第五条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（以下「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。 一・二　［同上］

様式第１（第３条第１項関係）

認定申請書

年　月　日

防衛大臣　殿

郵便番号
住　所
氏　名　（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名）　㊞

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第８条第１項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　研究の概要及びその実施計画
２　１の研究が、国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であることの説明
３　１の研究を行うに当たって使用する必要がある国有の試験研究施設
４　３の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果
５　３の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果の国への無償提供を約すること。
６　１の研究を行う者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明

備考１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　上記２については、研究を行っている国の機関名を記すこと。

様式第１（第３条第１項関係）

認定申請書

年　月　日

防衛大臣　殿

郵便番号
住　所
氏　名　（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名）　㊞

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令第８条第１項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　研究の概要及びその実施計画
２　１の研究が、国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であることの説明
３　１の研究を行うに当たって使用する必要がある国有の試験研究施設
４　３の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果
５　３の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果の国への無償提供を約すること。
６　１の研究を行う者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明

備考１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　上記２については、研究を行っている国の機関名を記すこと。